

民事事件の担当部変更のお知らせ

東京地方裁判所民事部

令和4年3月まで民事第8部が担当している事件のうち、

会社更生事件
特別清算事件
企業の私的整理に関する特定調停事件
船舶所有者等責任制限事件
船舶油濁等損害賠償責任制限事件
外国倒産処理手続承認援助事件

令和4年4月より
民事第20部が
担当します。

民事第20部はC棟^(※)5階
ですが、
会社更生事件のみ6階
(民事第8部内)で取り扱います。

※東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎（法務省合同庁舎C棟）